

## お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

お住まいの市町村では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話を聞かせて下さい。

収入が減って  
家計が苦しい

住まいが安定  
せず、不安

失業して、  
家賃が払えない

公共料金に  
滞納がある

求職活動が  
うまくいかない

相談相手が  
いない

債務の返済で  
困っている

ご相談は、お住まいの市町村の自立相談支援機関まで。  
全国連絡先一覧 <https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>



## 日々の生活費にお困りの方への貸付のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金でお悩みの方々に向けた緊急小口資金等の特例貸付を実施しております。

- お問合せ先：お住まいの市区町村社会福祉協議会
- 貸付の対象：新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯等
- 貸付上限額：学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内  
その他の場合、10万円以内等
- その他：償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

# 住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、原則3ヶ月、最大9ヶ月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。



申請できる方は

これまで

離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方

4月30日からはさらに使いやすく

ハローワークへの求職申込みが不要に

住居確保給付金申請のご相談は  
最寄りの自立相談支援機関まで

**自立相談支援機関一覧**

<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

スマートフォン・タブレットはこちらから→

